全Ｌ協保安・業務Ｇ６第９号

令和６年４月８日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

　一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程の

　　制定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（お知らせ）

標記につきましては、令和５年１２月２７日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ５第１７７号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和６年４月２日に公布、施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

**主な改正概要**

**・充塡容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動**）

前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充塡容器等同士の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

**・火気等の制限**

スマートフォン、タブレット端末等の電子機器そのものは「火気」には該当しないが、その取扱いには注意が必要な場合があるほか、別途、労働安全衛生法の適用を受けることに留意すること。

**・特定設備検査合格証の返納**

紛失により返納ができない場合、特定設備検査合格証の再交付を受け、それを返納することを求めていないが、返納義務自体がなくなるわけではないので、その後発見された場合には当然に返納しなければならない。

**概要等掲載ＵＲＬ**

**【経済産業省】**

[**https://www.meti.go.jp/policy/safety\_security/industrial\_safety/oshirase/2024/04/20240402\_kouatsu\_1.html**](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240402_kouatsu_1.html)

**【意見募集結果】**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595223072&Mode=1>

　以　上

　発信手段：Ｅメール

　担当：保安・業務グループ　瀬谷、湯口、國坂